

ヘリコプタ施設における泡消火設備に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編及び P 編

改正事項

ヘリコプタ施設における泡消火設備に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 18.5 規則及び MODU コード 9 章においては、ヘリコプタ施設には泡消火設備を備え付けなければならない旨規定している。

しかしながら、当該規則は火災安全性を担保できる最小要件のみの規定であったため、運用上は不明瞭な点が多かった。そのため、IMO は当該泡消火設備に必要とされる泡放射率やノズルの仕様等といった技術要件を定めることによって円滑な運用を図るべく、当該泡消火設備の承認基準の策定を継続的に行っていた。

その結果、2012 年 5 月開催の IMO 第 90 回海上安全委員会（MSC90）において、それら技術要件を含むヘリコプタ施設における泡消火設備の承認基準が承認され、MSC.1/Circ.1431 として回章されている。

今般、MSC.1/Circ.1431 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

ヘリコプタ施設に備え付けられる泡消火設備については、本会の規定に加えて、MSC.1/Circ.1431 を参照するよう改めた。